

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年11月8日 (火) 午前9時30分～10時30分
2. 開催場所 能勢町役場 西館 第2会議室
3. 出席委員 (17人)

農業委員	1番	前田	宗良
	3番	福井	明房
	4番	辰野	卓爾
	5番	原田	富生
	6番	龍見	敬明
	7番	木田	悦二
	8番	新谷	広治
	9番	東	昇
	10番	石塚	成子
	12番	福中	繁信

推進委員	1番	中井	哲博
	2番	田畑	良信
	3番	濱	善男
	6番	東	隆良
	7番	乾	義夫
	8番	井下	誠
	9番	田淵	敏彦

4. 議事日程

- | | |
|------------|--|
| 議案第29号について | 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について |
| 議案第30号について | 能勢町農地改良の取扱いに関する要綱改正について |
| 議案第31号について | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について |

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき
事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。10月はお忙しい中、会議等出席いただきましてありがとうございます。11月と言いますと霜月と申します。冬の気配を感じながら体調には十分気をつけていただきます様よろしくお願ひいたします。大阪府農業委員会大会の件につきましてご案内しておきます。「大阪府農業時報」を見ていただき、1ページ目に「大会3議案を満場一致で採決」とあります。2ページ目に大会議案「記以下、項目」の中で大阪農業の活性化に向けた提案決議の「3 肥料・飼料価格緊急支援の円滑は推進」という事で、これが提言されておりますが、大阪府の案内で、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業がございます。インターネットで「大阪府支援対策など」検索していただくと概要がでてきます。年間農産物の販売価格によって支援が決定する。皆様に是非とも利用していただき、ご案内していただけたらと思います。本日は、総会終了後に大阪府農業会議より北川次長が人・農地プラン等の研修で来られます。説明を受けた上で活動にいかしていただき講義の終了後に質問等あればお願いします。それでは、審議に入ります。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長にお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、2番 大上委員、11番 中井委員、13番 成田委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願ひます。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、4番 辰野委員、5番 原田委員にお願いいたします。

議長 つづきまして、議案第29号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について、最適化推進委員 ●●委員に関する案件のため、議案第29号の審議が終了するまでの間、●●委員は退席をお願いいたします。

●●委員退席

議長 それでは、審議を再開いたします。議案第29号について事務局より説明願います。

事務局 議案第29号 番号3について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
議案第29号について、東委員よりお願いします。

東委員 農地法第4条の規定による許可申請について意見書

申請人 ●● ●●

申請地 能勢町上杉▲▲▲ 田 1, 034 m²

上杉▲▲▲ 田 581 m²

転用目的 農地改良

11月4日に現地確認を行いました。

申請人である●●氏は、平成30年の豪雨災害により、隣接している河川から土砂が農地に流入し、耕作ができなくなった農地を耕作可能農地に復旧するのに併せ、耕作の効率性を高めるための一時転用であります。今回の件については、農地改良を行う農地面積が1,000 m²を超えて、かつ盛土の高さが、2.0 mを超え、農地改良期間が6ヶ月を超えるため一時転用としての取扱いとなっ

ております。また、隣接農地及び農業用施設への影響につきましては、関係者から同意を得ており問題ないと思われます。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われます。

議 長 ご苦労様でした。
地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

福井委員 盛土は、どのようなものなのか。

事務局 リサイクル材・土砂材と書いてございます。他の所で使用していた土を再利用するものです。

議 長 お諮りいたします。議案第29号について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。乾委員が入室されるまで小休止と致します。

●●委員入室

議 長 つづきまして、議案第30号 能勢町農地改良の取扱いに関する要綱改正について事務局より説明願います。

事務局 議案第30号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 これまででは、面積が1,000㎡以上かつ盛土または堀削の高さ

が2 m以下であれば、農地改良として問題がなかったわけですが、これでは抜け穴があります。要綱改正後は、1,000 m²を超えるか、2 m以上の高低差を修正するものは、一時転用が必要ということでもあります。大規模になりますと、どういう搬入土がくるのか大阪府も慎重になっているようでもあります。皆さんも目を光らせていただいて事務局へ報告の方よろしくをお願いします。

議 長 それではお諮りいたします。議案第30号について要綱改正(案)のとおり改正することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、議案第30号について要綱改正(案)のとおり改正することとします。この要綱は、令和4年11月8日から施行するものといたします。

議 長 つづきまして、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第31号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第31号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 一時転用の事業完了報告について
〔所在地 上杉 16 転用目的 農地改良〕
〔所在地 上杉 17 転用目的 農地改良〕
〔所在地 上杉 18 転用目的 農地改良〕

事務局 次回の総会の日程について

日 時：12月9日（金）午前10時より
会 場：役場西館3階 会議室

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

事務局 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。